

大分県議会海外調査研究報告書

訪問先 フランス共和国
期 間 令和8年4月13日～18日



令和8年6月

海外調査研究を終えて

令和8年4月13日から18日までの6日間、8名の議員からなる海外調査団でフランス共和国を訪問しました。

今回の海外調査研究の実施については、全会派から選出された委員で構成する令和6年度政策検討協議会において検討が行われ、その検討結果として、本県が抱える行政課題等について先進的な取組の調査を行うことは今後の県勢発展に資すると考えられるとされ、ヨーロッパ方面を中心に訪問する案が議長に示されました。

その後、会派間におけるさらなる検討を経て、調査先、日程等の案が決定され、この決定に基づき、令和8年第1回定例会において議員派遣の議決がなされたものです。

フランス調査においては、次の3つを主要テーマとしました。

- ①高い合計特殊出生率を維持するフランスにおける子育て支援の取組
- ②自然、文化、食などのフランスの豊かな地域資源を活かした観光プログラムやブランド戦略の取組
- ③中世の歴史的建築物が保存されるフランスにおける景観保全と観光振興との調和の取組

そして、調査の実施にあたっては、事前研修会を開催し、本県における「子育て満足度日本一」実現に向けた取組や、本県の地域資源を活かしたガストロノミーツーリズムの取組について県の担当部局から説明を受けるとともに、調査箇所ごとに担当議員を決定し、担当議員を中心とした調査を実施するなど、調査活動の充実を図ったところであります。

今回の調査では、子育て支援や観光振興などについて先進的な施策を展開する地域や施設を訪問し、それぞれのキーパーソンから、フランスの風土や歴史、文化を含めた背景や課題、各施策の具体的内容を聴取しました。各施策における課題解決へのアプローチ方法、子育て支援における自治体と関係団体との連携体制、地域資源の活用方法など、本県の参考となる様々な取組を学ぶことができました。

調査結果の詳細は、各調査箇所の報告のとおりであり、この調査の成果が今後の議員活動、そして大分県の発展に繋がっていくものと考えております。

結びに、今回のフランス調査にご尽力いただいた関係者の皆様方に深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

令和8年6月

海外調査団（フランス調査） 団長 古手川 正治

目 次

◆大分県議会 海外調査行程表	1
◆大分県議会海外調査団 名簿	2
◆在フランス日本国大使館	3
◆ジェトロ・パリ事務所	10
◆ラ・ブーシュ・デュ・ロワ	16
◆トゥールーズ市、マリー・マルヴァン初等教育学校群	22
◆サン・シル・ラポピー村	30
◎コラム：フランスにおける喫煙規制と現状に関する所感	36

大分県議会 海外調査行程表

月日		地名	現地時刻	スケジュール <宿泊地>
1	4/13 (月)	大分 東京 パリ	07:40 09:10 11:45 19:30	空路東京へ 東京着 空路パリへ パリ着 ＜パリ泊＞
2	4/14 (火)	パリ	09:30 11:00 13:00	●在フランス日本国大使館店 ●ジェトロ・パリ事務所 ●ラ・ブーシュ・デュ・ロワ ＜パリ泊＞
3	4/15 (水)	パリ トゥールーズ	09:30 10:50 13:30	空路トゥールーズへ トゥールーズ着 ●トゥールーズ市、マリー・マルヴァン初等教育学校群 ＜トゥールーズ泊＞
4	4/16 (木)	トゥールーズ	11:00	●サン・シル・ラポピー村 ＜トゥールーズ泊＞
5	4/17 (金)	トゥールーズ パリ	09:00 10:30 12:40	空路パリへ パリ着 空路、東京へ ＜機中泊＞
6	4/18 (土)	東京 大分・福岡	08:55 12:05 (11:55) 13:45 (13:50)	東京着 空路大分又は福岡へ 大分又は福岡着

大分県議会海外調査団 名簿

団 長 古手川 正 治（自由民主党）

副団長 大 友 栄 二（自由民主党）

阿 部 英 仁（自由民主党）

太 田 正 美（自由民主党）

阿 部 長 夫（自由民主党）

清 田 哲 也（自由民主党）

岡 野 涼 子（自由民主党）

穴 見 憲 昭（自由民主党）

◆在フランス日本国大使館

1 調査日

令和8年4月14日

2 調査の目的

- ・在フランス日本国大使館は、日本・フランス両国間の外交関係の維持・発展、フランスに在住する日本人の保護・支援、日本文化の紹介や経済交流の促進を主な任務としている。
- ・EU最大級の農業・観光・高級ブランド産業を核とするフランス経済の情勢、貿易の概況、日系企業の活動状況等を調査することにより、経済面を中心とした日本・フランス両国間の繋がりを把握する。加えて、フランスにおける少子化の状況と子育て支援の内容、オーバーツーリズムなどの観光を取り巻く課題とその対応状況などについても併せて把握する。

3 調査相手方職氏名

経済参事官 三好 あさぎ 氏

一等書記官 笠井 南芳 氏

4 調査の概要

〔概論〕

- ・近年のマクロン大統領の訪日など、日仏両国は安定した友好関係にあり、経済、安全保障、原子力エネルギー、AI、宇宙などの各分野での協力が進んでいる。フランスでは、日本と同様に航空・宇宙産業が重視されており、エアバスをはじめとする航空・宇宙分野が経済の柱の一つとなっている。
- ・日本は、アジアを代表する投資元国としてフランスへの投資を継続的に行っており、これまで多様な分野で約10万人の雇用を創出している（ビジネスフランスのBilan Investissements internationaux 2024による）。また、フランスにおける日本企業の拠点は835か所に上り（外務省2024年度海外進出日系企業数調査による）、フランスを拠点としてアフリカ等の市場へ



展開する企業もある。

このように、フランスにとって、日本は安定・安心の経済パートナーとなっている。

〔日仏間の投資関係〕

- ・フランスから日本への直接投資残高は約 2.9 兆円で、日本はフランスにとって第 15 位の投資先国となっている。一方、日本からフランスへの直接投資残高は約 2.4 兆円、対仏投資残高全体の 1.4 %で、日本はフランスにとって第 10 位の投資元国となっている（統計はいずれもフランス中央銀行 2024 年統計による）。



- ・日本銀行及び財務省の統計では、2024 年における日本からの直接投資残高は約 3.7 兆円とされており、統計により金額に差異はあるが、いずれにしても、他の欧州主要国への同残高に比べると規模が小さい状況にある。
- ・2024 年の日本からの新規投資案件は 51 件、雇用創出数は 1,645 人であり、雇用創出においては、アジアで最多となっている（ビジネスフランスの Bilan Investissements internationaux 2024 による）。

〔日仏間の企業進出〕

- ・フランスから日本へは、ルノー、アリアンススペース、AXA、トタル・エナジーズ、エア・リキード、LVMH などの企業が進出している。
- ・一方、日本からフランスへは、トヨタ自動車、NTN、ユニクロ（ファーストリテイリング）、クボタなど幅広い業種が進出しているほか、岩谷産業は、フランス企業のレアアース精製プロジェクトに JOGMEC とともに約 1 億ユーロを拠出しており、現在、フランス国内で工場建設が進められている。



〔日仏間の貿易〕

- ・日EU経済連携協定が2019年に発効し、特定の品目について関税が撤廃されている。
- ・日本はフランスにとって世界第12位の輸出市場であり、同第13位の輸入元である。一方、フランスは日本にとって世界第20位の輸出市場であり、同第15位の輸入元である（統計はいずれもフランス税関の2024年データによる）。
- ・日本からフランスへの輸出額は約1兆28億円で、主要品目は、自動車、半導体などの機械類・輸送用機器、医薬品などの化学製品、精密機器等である。一方、フランスから日本への輸出額は約1兆7,030億円で、主要品目は、バッグ、衣類などの高級品、航空機などの機械類・輸送用機器、ワインなどの飲料、食品などであり、日本の対仏貿易赤字は約7,002億円である（いずれも2024年財務省貿易統計による）。
- ・フランスは農業大国であるため、食品輸出に特に力を入れている。

〔仏国内における日系企業の活動拠点〕

- ・小売業、製造業、研究開発事業、スタートアップ企業など、日系企業の活動拠点がフランスの各地域に分布しており、特に北部の地域には港湾があることから、製造業の拠点が集積している。
- ・調査先の一つであるトゥルーズには、宇宙デブリ関連のスタートアップ企業であるアストロスケールが立地している。

5 意見交換の内容

〔コンテンツ産業を活用した観光振興〕

Q フランスでは、漫画などの日本のコンテンツが好まれていると聞いている。日田市は、漫画「進撃の巨人」の作者の出身地であり、コンテンツ産業を活用した観光振興や国際交流の可能性について知りたい。

A フランスでは日本の漫画文化が根付いており、日田市にゆかりの漫画「進撃の巨人」を活用した観光振興や国際交流が可能であると考えられる。自治体と大使館とが連携することにより、発信力も高まるものと期待される。



〔出産に関する価値観〕

Q 日本では、女性が出産や子育てを自分自身のリスクとして感じるような価値観もあるところだが、フランスとの違いはあるか。

A フランスにおいても、女性が、出産における体の負担や出産に伴うキャリアの中断に対して不安を抱き、出産や結婚が遅れ、出生率が低下するという状況があり、これは日本と同様であると考えられる。

一方、フランスでは、育児休業中の手当支給や職場復帰の保障などの制度面が整備されており、これが他国に比べ出生率の低下が緩やかである要因の一つであると分析されている。

Q フランスでは婚外子が社会的に広く受け入れられており、社会保障制度もしっかりしていると聞くが、日本と比較してどのような違いがあるか。

A フランスでは、法律婚ではなく、PACSと呼ばれる、いわゆる契約婚が選択されることが多く、特に若い世代で顕著である。

このため、親の婚姻関係に関わらず、子どもの権利を最優先するという意識の下で制度設計がなされており、日本とは家族観や法制度の前提が異なる。



〔子育て支援制度〕

Q 子育て家庭に対する金銭的な支援や教育・医療面での無償化など、フランスではどのような子育て支援が実施されているか。

A フランスでは、子どもが2人以上いる家庭に対し、所得に関わらず国から給付金が支給される。

また、3歳から始まる義務教育の授業料は無償とされており、高等教育についても、公立学校の学費は非常に安く、私立学校についても高額になり過ぎないようにされている。

さらに、医療費についても、傷病の内容によって医療費が無料になるものもある。

〔労働者を取り巻く環境〕

Q フランスと日本とで労働者を取り巻く環境に相違があるか。また、製造業における労働力不足はどのような状況であるか。

A フランスでは労働者の権利保護が強いため、日系企業が進出する際には、週35時間の法定労働時間や、有給休暇や傷病時の休暇制度などの遵守にしっかり対応する必要がある。

製造業や建設業などでは人手不足が生じており、移民の労働者が従事している。

〔地域間格差の状況〕

Q 日本では東京一極集中の中で地方創生に取り組んでいるところであるが、フランスにおける地域間格差はどのような状況か。

A フランスでは、各都市がそれぞれの魅力を活かした取組をしているため、日本ほど地域間格差は小さくなく、地方衰退への危機感は比較的小さい。

なお、都市部では住宅価格が高騰しており、手頃な価格での住宅供給が課題となっている。

〔観光産業を取り巻く課題への対応〕

Q 日本では、物価上昇、オーバーツーリズム、観光客のマナーなど、観光産業を取り巻く環境は厳しくなっているが、フランスではどのような課題があり、どのように対応しているか。

A オーバーツーリズムは、イタリア、スペインなどで問題となっているが、フランスにおいては、長年にわたり多くの観光客を受け入れてきたため、比較的深刻ではない。一方、民泊の増加などの新たな課題が生じているところである。



6 調査を終えて

フランスは、王政による統治と王権の強化を経て、革命により共和国となった経緯から、市民の権利意識が強いと言われている。国の成り立ちが、万世一系の天皇を持つ我が国とは大きく異なることから、現代の諸制度においてもその違いが現れている。

まず、少子化に関してである。

フランスは、少子化を克服した国と言われて久しいが、かつて2.0を超えていた合計特殊出生率も、近年では1.56と低下傾向にある。他の先進国より低下の状況は緩やかではあるものの、少子化は着実に進行している。

それではなぜ、フランスでは少子化傾向が緩やかなのか。その背景には家族観や結婚観の違いがあると聞いていたが、大使館での説明を通じてその実情を知ることができた。

フランスでは、日本の婚姻制度とは異なり、契約婚（PACS）が一般的である。契約婚は1999年に導入され、「公的に認められたパートナー関係」として定着し、現在、若い世代では、契約婚を選ぶのが多数派となっているということであった。そして、少子化対策の入り口であるパートナー形成のハードルが比較的低いことに加え、フランスでは、生まれた子どもに対する支援についても、親の婚姻関係に関係なく、手厚い制度が整えられている。

このように、フランスにおいて少子化が比較的緩やかである理由が明確になったが、一方で、このような婚姻制度が日本で定着するかについては、文化的・歴史的背景の違いもあることから困難な面があると感じた。

次に、経済に関しては、自動車産業、航空・宇宙産業をはじめ、農業や観光業など、幅広い分野で高い競争力を有しており、フランスはユーロ圏を代表する経済大国であることを改めて認識した。また、日本との親和性も高く、今後も共に発展していくためのパートナー関係をさらに強化していくべきと感じた。フランスでは、英語で尋ねてもフランス語で返答があるという話も聞いていたが、実際には、ホテルや店舗において、片言の英語であっても丁寧に対応してもらい、市民の温かさにも触れることができた。

さらに、労働者の権利保護に対する意識が高いことから、日系企業がフランスに進出する際には、労働環境の遵守への対応が不可欠であると感じた。

結びに、説明をしていただいた在フランス日本国大使館の三好様、笠井様には、フランスで子育てをしながら、公務も多忙な中、丁寧にご対応いただいた。心より感謝と敬意を表したい。

（自由民主党 清田 哲也）



◆ジェトロ・パリ事務所

1 調査日

令和8年4月14日

2 調査の目的

- ・ジェトロは、貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献する経済産業省所管の独立行政法人であり、日本企業の海外展開支援や、農林水産物・食品の輸出促進、貿易の振興などを担っている。
- ・ジェトロ・パリ事務所において、フランス及び欧州の経済動向や主要産業の状況、フランスへの日本産品の輸出状況、ジェトロによる日本企業への支援体制を調査することにより、ヨーロッパにおける本県のビジネスチャンスや課題を把握する。



3 調査相手方職氏名

次長 坂本 紀代美 氏

4 調査の概要

〔概論〕

- ・フランスの2024年の実質GDPは、ドイツ、イギリスに続き欧州3位で、人口はドイツに次ぎ2位と、ヨーロッパの中ではトップ3に入る経済規模、人口規模である。
- ・国の面積は約63万km²で、アフリカ、南米などにもフランス領地があり、海洋面積を含めた全世界の国土という意味では非常に大きな国である。
- ・人口は約6,900万人で、移民の流入による増加があるものの、少子化による影響が出ている。
- ・首都であるパリの人口は208万人から210万人程度で推移しており、日本の首都である東京都と比較して少ない。よって、大きな経済圏がある国ではないと言える。
- ・宗教はキリスト教が多い印象があるが、移民が多く、その2世、3世もいることから、イスラム教、ユダヤ教なども構成に見られる。

〔政治概況〕

- ・政治体制は大統領制と議院内閣制が共存するも、大統領権限が優位である。また、内政は首相が司る体制であり、首相府が政策決定の調整を担っている。2022年の大統領選挙ではマクロン氏が約6割の得票率で極右政党（国民連合）の候補者を破って再選を果たしたが、回を追うごとに極右政党である国民連合の得票率が上昇している傾向にある。大統領の任期は5年、連続2期までとなっているため、マクロン大統領の任期は2027年5月までであり、次の大統領が誰になるのか注目されている。
- ・2023年の年金制度改革では法定退職年齢の引き上げと納付期間の延長が柱とされた。法案は強行採決により成立したが、これに対する反発も大きいことから、政局安定のために一旦停止されている状況にあり、年金制度改革は引き続き大きな争点となっている。

〔経済概況〕

- ・2025年の実質GDP成長率は前年比0.9%と鈍化傾向にある。コロナ禍に積極的な財政出動を行ったことや、ウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格の高騰に対して財政出動を行ったことから財政赤字が拡大している。結果的に、エネルギー価格のコントロール自体は上手くいき、消費者物価指数の上昇率はピーク時でも約6～7%と、10%を超えていた欧州の他の国と比較して物価のコントロールができたと言われている。ただし、財政赤字の削減のために増税と医療費や失業手当等に係る政府支出の削減を行っていることもあり、景気を上向かせるような積極財政が打てない状況である。
- ・本年のアメリカ及びイスラエルによるイラン攻撃に伴いエネルギー価格が上昇している状況であるため、財政出動を抑えながらエネルギー価格対策を行わなければならない、景気に対する影響も懸念されている。国の財政状況が悪くなると、消費マインドにとってはネガティブなインパクトを与えることとなる。そもそも輸送コストが高いため、日本企業にとっては、円安のメリットを活かしても価格競争力という意味においては厳しい状況が続く。

〔フランスにおける日本食品市場〕

- ・フランス人が好きな料理で、日本料理は、フランス料理、イタリア料理、中華料理、スペイン料理に次いで第5位である。
- ・寿司、焼き鳥、刺身などは40年以上前から「日本食」として認知されてお

り、カニカマ、わさび、ゆず、麴などもそのままフランス語として使用されている。

- ここ5年ほどで、カレーライス、餃子、ラムネが日本式のものとして定着し、また、ラーメン、おにぎり、もちの専門店が増加するなど高価格帯以外の商品も広がっている。
- ここ2年は、世界的潮流と同様に抹茶が大流行しているが、他国産のものも出回っているため、どのように日本の抹茶の良さを打ち出していけるかが課題である。



- 2025年のフランス向け農林水産物・食品の輸出額は、過去最高の約163億円で、前年比+13.1%である。オランダ等を経由した輸入も多く、日本にとってフランスは、欧州有数の市場となっている。
 - 2025年の輸出額上位品目は、アルコール飲料（約49億円）、緑茶（約19億円）、ソース混合調味料（約8.8億円）である。動物性たんぱく質が含まれているものは基本的にヨーロッパに輸入できないという規制があるため、日本のメーカーは、材料を変更するなどして製品を製造し、ヨーロッパ向けに輸出している。
 - 2025年のアルコール飲料輸出の内訳では、ウィスキーが全体の75%を占める。これは、国際的に著名なコンクールにおいて高い評価を受け、認知度が高まったことによる。日本酒は保管が難しいこともあり、小売店ではまだまだ少数派である。
 - 日本食材のユーザーの中心は日本食料理店を中心とした外食であり、醤油、ゆず製品等は既に多数の商品が流通している。
 - 日本食レストランは、フランス全土で約3,390軒ある（2025年農林水産省の集計結果による）。高級料理としての「伝統的な和食」レストランはさほど多くなく、ここ数年は、日本人以外が経営するラーメン屋、カレー屋、居酒屋など、庶民的な「日本食」レストランが増加している。
- ジェトロでは、このような外食の店舗で日本の食材を使用してもらえようというトライアル事業を行っているところである。

〔食品の流通経路と販売チャンネル〕

- ・ 外食関係者が食品を直接輸入することではなく、インポーター（輸入業者）・ディストリビューター（卸売業者）を介して商品を仕入れることが大半である。
- ・ 日本食品を取り扱う主な輸入業者は、日系、現地系、アジア系に大きく分けられる。各輸入業者によって、得意とする売り先や、取扱可能商品（温度帯）が異なるため、パートナー選びが重要である。

〔市場参入におけるポイント〕

- ・ 消費者に日本食材を購入してもらう上で難しいのは、調理方法がわからない食材が多いという点であり、ジェトロでは、例えば日本酒のブローチャー（宣伝用小冊子）や米の炊き方の説明資料を配布するなどして、情報提供に取り組んでいる。
- ・ フランスでは賞味期限が1年を切ると売れないため、日本からの輸送期間を踏まえて賞味期限を確保する必要がある。また、フランスでは、商品に関する説明を強く求める傾向があるため、商品の特徴、製造におけるストーリー、品質につながる技術的な特徴等を丁寧に説明することが重要である。
- ・ ヨーロッパでは包装材についても規制があるほか、食品の成分を現地語で表示しなければならないため、事業者にとっては、対応コストが生じる。
- ・ 言語のハードルもあるため、輸出を伴走してくれるディストリビューターを見つけることが、事業者にとっては最初の関門になると考えられる。
- ・ フランスでは、大規模な食品の展示会が複数開催されており、ジェトロと農林水産省が連携して出店のサポートを行っているところであり、ディストリビューターを見つける機会にもなると考えている。

5 意見交換の内容

Q 大分県は和牛や柑橘類の輸出に力を入れているが、ヨーロッパにおける和牛の輸入規制や柑橘類の使用農薬の規制について、ジェトロから生産者に周知されているか。

A 和牛については、EU HACCPの認定を受けた工場で屠畜をされ、食肉加工処理をしたものでないと輸出ができないということになっている。日本では、EU HACCPの認定を受けた工場が少ない状況であり、また、遠方に輸送すると牛が疲労することもあるため、生産者の近くに認定工場があることが望ましい。

現在、日本の自治体から徐々に和牛が輸入されており、鹿児島や北海道からの輸入が多く、最近は少しずつではあるが、岐阜からの輸入もある。輸出

において、県の違いを取り上げることも非常に大切だが、その前に、スペイン産和牛やオーストラリア産和牛との価格競争や差別化の課題があるということに理解が必要である。

その上で、各自治体において、事業者に対し、E U H A C C P についての理解を促し、認定工場を整備することが重要であると考えられる。

柑橘類の農薬の規制については、フランスだけで管理できる問題ではなく、E U レベルで決まっている。E U は農薬の管理が非常に厳しく、使える農薬や使用量が頻繁に変わる。

特に、E U がメルコスール（南米南部共同市場）と農業の大きな経済協定を結んだことから、南米に対する脅威が非常に大きくなっており、南米の安い農産品にフランス、ヨーロッパの農産品が負けてしまう懸念から、農業団体により、農薬の基準値を下げるように求めるロビー活動が行われている。

その結果を受けてどういう農薬が規制対象となるかについて、農林水産省の専門チームが確認していかなければならないと考えられる。

輸出にあたって、生産者から使用している農薬の情報を事前に提供してもらえれば、規制対象に該当するかをジェトロや農林水産省で調べることができると思われるので、可能な限りサポートしたい。

また、輸送費のコストも考慮に入れる必要があるため、中国、香港、シンガポール等の裕福なアジアの国のほうが圧倒的に輸出しやすいのではないかと考えられる。



Q 養殖魚の輸出状況はいかがか。

A 魚の輸出はされているが、冷凍での取扱いとなるため、しっかりとした冷凍技術がなければ輸出は難しく、また、輸送コストが高くなることが課題である。

養殖魚については、輸出量はそこまで多くないが、四国の自治体などからヨーロッパに輸出したいという業者も出てきており、十分チャンスがあると考えられる。

ただし、ヨーロッパで人気がある魚種と日本で人気がある魚種は異なり、

輸入されている魚種は非常に少ない。圧倒的に人気なのはサーモンであり、ソースをつけて食べるヒラメ等も人気。青魚系はイワシとサバぐらいであり、あまりポピュラーではない感じがする。

6 調査を終えて

今回フランスに調査に行き、まず感じたことは、行きにアンカレッジ上空からグリーンランド上空、北極まわりで、イギリス上空からパリに到着し、約15時間弱かかったことである。通常ではロシア上空を通り、所要時間が約11時間から12時間弱であることと比べると、随分と余分に時間を費やした思いがし、ロシア、ウクライナの戦争の影響を強く感じた。

フランスでは、パリにあるジェトロ・パリ事務所をはじめ、在フランス日本国大使館、ラ・ブーシュ・デュ・ロワ（ワイナリー）を訪問した。その後、フランス南西部のトゥールーズという都市を訪問し、教育関係者と意見交換を行い、その翌日にはバスでサン・シル・ラポピー村というフランスで最も美しい村と言われている村を訪問した。ラポピー村は人口約200人の所に年間約60万人の観光客が訪問するとのことである。

視察を通して、パリ郊外の無農薬で栽培されてできたワインの付加価値の高さを認識するとともに、特に、ジェトロ・パリ事務所では、日本産品を売り込むためにはフランスの輸入規制に適合しなければならないこと、例えば牛肉であればEU HACCPの認定を受けた工場で屠畜をされたものでなければならないことを理解した上で売り込まなければならないなどの課題を発見した。また、現地に行って、見て、聞いて、理解をする事の重要性を改めて認識した。

今回の調査は、今後の議会活動に十分に役立つものと考えている。

（自由民主党 阿部 長夫）



◆ラ・ブーシュ・デュ・ロワ

1 調査日

令和8年4月14日

2 調査の目的

- ・ラ・ブーシュ・デュ・ロワは、パリ近郊に位置する大規模ワイナリーであり、パリから30分という立地を活かし、作業体験、貯蔵庫見学など、訪問者向けの様々な体験プログラムを提供している。
- ・同施設において、豊かな地域資源を活かした体験プログラム、観光客の受入れ体制、ブランド戦略、SDGsへの取組、地域との連携状況等を調査することにより、本県のガストロノミーツーリズムの取組の参考とする。



3 調査相手方職氏名

ローラ・ミュリエ 氏

4 調査の概要

〔概論〕

- ・ワイナリーがあるイル・ド・フランス地方は、ベルサイユ宮殿の近くに位置しており、ブドウ作りに適した土壌であることから、17世紀にはブドウ栽培が行われていた。
- ・1950年代には、国の方針により、ボルドーやブルゴーニュなどの特定の地方でしかブドウ栽培が認められず、この地方でのブドウ栽培は禁止されていたが、2016年にはこの禁止措置が解除され、栽培が再開されることとなった。
- ・フィロキセラ（ブドウの病害）によりこの地方のブドウ畑が一度消滅することもあったが、再生を果たしたことから、フランス国内でも注目されることとなった。



〔ワイナリーの概要〕

- ・ 2017年にブドウ栽培を開始し、2022年にワイナリーを開設した。
- ・ 100年前から変わらない伝統的な製法によりワインを製造している。
- ・ ワイナリーの見学は、ブドウ畑、醸造所及びワイナリー施設の3か所を中心に実施している。観光目的の見学者に加え、企業単位での視察も多い状況である。

〔生産方法等〕

- ・ 当ワイナリーのブドウ畑の広さは約25ヘクタールである。ブドウ畑がある土地は、約4千年前には海であったことから石灰質の土壌であり、化石や貝殻も発見されている。
- ・ 代表的な品種は、シャルドネ、シュナン、ソーヴィニヨン・ブランなど6種類である。
- ・ 化学肥料や化学農薬を使用しないオーガニック製法によりブドウ栽培を行っており、水まきの必要はない。害虫駆除には動物や鳥などの自然の力を借りている。
- ・ 除草剤を使用しないことで生物多様性の保護が図られており、「生きている土壌」と呼ばれている。除草は、主に人力及びトラクターにより、概ね2～3か月に1回の頻度で実施している。雨が少ない地域では、草とブドウが水分を奪い合うため下草を残すことが難しいが、この地域は一定の降雨量があることから、下草を残した栽培が可能となっている。
- ・ フランス北部に位置するため、ブドウ栽培においては、春先の低温（－4度程度）による霜が最大の課題である。このため、地上約8メートル付近の暖かい空気を大型ファンで循環させることで対策を行っている。
- ・ ブドウの収穫時期は10月頃であり、他の地域の収穫時期（8～9月頃）より遅い。実際の収穫時期は、責任者が毎日ブドウの状態を確認しながら判断している。
- ・ 事業開始時の初期投資額は約10億円であり、農業法人と販売会社の2社体制で運営している。ブドウの栽培開始からワインの販売開始までには約5年を要した。
- ・ スタッフは常時10名程度であり、ブドウの剪定や収穫の時期には追加で従事者を雇用している。



〔ワインの生産量、販売先等〕

- ・現在のワインの年間生産量は約4万本であるが、栽培中の若いブドウがワイン製造に使えるようになれば、約10万本に増える見込みである。
- ・「美食のためのワイン」「最高級のワイン」を作ることにより特化しており、有名レストランや大統領官邸とも提携している。主な販売先はフランス国内のほか、アメリカ及び台湾であり、日本へは輸出されていない。
- ・1本あたりの販売価格は、当初は28ユーロであったが、ブドウの根が深くまで伸びたことなどにより品質が向上し、現在は39ユーロとなっており、高級ワインとして評価されている。

〔ガストロノミーツーリズムの取組〕

- ・当ワイナリーでは、ブドウの品種別にワインを醸造しており、ワインを味わうことによりフランス産ブドウの品種の違いや個性を感じることができ、ひいては、この地域の豊かな自然を感じることができる。
そして、ワイナリー見学においては、ブドウ畑、醸造所及びワイナリー施設を巡りながら、この地域の歴史、ワイナリー開設までの苦労、ブドウ栽培における自然条件への対応、ワインの伝統的製法なども説明しており、ワインを通じて、この地域の風土や物語も感じることができるよう工夫している。
- ・今後も、ワイン生産やワイナリー見学を通じた観光振興や地域の活性化に取り組んでいきたいと考えており、特に、ベルサイユ宮殿をはじめとする地域の歴史的資源も活用しながら、地域ブランドを発展させていこうと考えている。

5 意見交換の内容

Q 地球温暖化によりワインの品質にどのような影響があるか。

A 地球温暖化によりブドウの糖度が高まり、アルコール度数が上昇するという利点がある。しかし、南部のボルドー地方などでは、地球温暖化の影響が強いため、ブドウのフレッシュさが失われると心配されている。



なお、当ワイナリーは北部に位置するため、地球温暖化による影響よりは、春先の霜害が最大の課題である。

Q どのような経営体制か。

A 代表者の父はボルドー地方で3つのシャトーを経営していたが、代表者自身は、ワイナリー経営に初めて挑戦している。代表者は現在60歳であり、企業で勤めた後、ブドウの栽培方法やワインの醸造方法を勉強した上で、第二の人生として、2017年からブドウ栽培を開始した。イル・ド・フランス地方では2016年にブドウ栽培が解禁されており、このワイナリーは、地域のワイン造りを再興した先駆者的な位置付けがされている。

Q どのような経過で、この土地でブドウ栽培を開始したのか。

A この土地は石灰質でアルカリ性が強いいため、穀物の栽培には適しておらず、主に牧草地として利用されていた。そのような中で、県とイル・ド・フランス地方が、もう一度、この地方でワイン造りを再興したいという強い意向を持ったことから、県などの支援を受けて土地を購入し、ブドウ栽培を開始したものである。

Q これまでにどのような経営上の苦労があったか。

A フィロキセラの対策として、病害に強いアメリカの木を挿し木として使用したのだが、アブラムシが付着した木が入って来てしまったため、それを台木として使用し、その上にフランスの木を接ぎ木する方法で対応した。

また、事業開始時の初期投資額は約10億円を要した。栽培開始後4年間はブドウ樹の育成期間となるため、販売を開始できたのは事業開始後5年目であった。

Q フランスでは産地の価値を高めるために産地を限定するイメージがあるが、この地方ではどうか。

A かつてのフランスでは、ブドウの産地が限定されていたが、EUにおける自由化の流れを受けて、2016年にこの地方における栽培禁止措置が解除された。



当ワイナリーは、単なるワイン生産だけでなく、ワイン文化の再興や地域の観光振興の役割も担っている。ベルサイユ宮殿などの歴史的資源も活かしながら、ワインをこの地方の新たな魅力として発信している。

なお、現在の生産規模はボルドー地方などと比べると小さく、生産量を制限する段階にはない。

6 調査を終えて

実際に視察に行き、パリから約30分という立地条件は、観光において非常に有利であると感じた。大分県においても観光客の主要観光地以外への分散が課題となっているが、課題解決のためには、交通アクセスが良いということが重要であることを痛感した。

ラ・ブーシュ・デュ・ロワは、近年起業されているが、立地、風景、来歴などを含め、その土地に根ざした観光に取り組まれており、地域の魅力向上に寄与している。県や地方自治体が民間企業に助成することにより、かつて牧草地として利用されていた土地がワイナリーとして再生し、地域振興に繋がったという点において、地域活性化の好事例であると考えられ、大分県政においてもぜひ参考としたい。

また、ブランド戦略という点においても、気候変動や近年の市場のトレンドを的確に分析した上で、高級路線に特化して有名店とも提携するという取組は、大分県内のワイン、日本酒、焼酎の販売においても参考になるものであった。

環境面では、完全無農薬のオーガニック栽培により「生きている土壌」づくりなどが行われている。その取組においては、草地を適度に残しながら生態系を維持するとともに、気候や地形、風などの自然条件が活かされており、持続可能な農業の観点からも参考となった。

さらに、説明を担当されたローラ・ミュリエ氏は、ワインの造詣のみならず、地域の歴史や地形にも精通しており、来訪者は、ワイナリー見学を通じて、ワインを楽しむだけでなく、地域の文化や歴史などに関する知識も得られ、結果として、その地域を観光したという経験が得られる仕組みとなっていた。

大分県では、ワイン、日本酒、焼酎に加え、近年はウイスキーの製造も進められている。製品の購入や施設の訪問にとどまることなく、その地域の歴史や文化、自然などに関する知識を得ることができる観光体験を提供し、観光客の満足度の向上や地域ブランドの強化に繋げることができるよう、検討していく必要があると感じた。

今回の視察は、観光振興、地域活性化、農業振興及びブランド戦略など、多方面において県政の参考となるものであった。

(自由民主党 古手川正治)

(自由民主党 太田 正美)



◆トゥールーズ市、マリー・マルヴァン初等教育学校群

1 調査日

令和8年4月15日

2 調査の目的

- ・フランスの合計特殊出生率は、2010年頃は2.0を超えていた。現在は減少傾向で、2025年は1.56であるものの、EU圏内、先進国でもトップクラスを維持している。
- ・フランスは、多様な保育サービス、幼児教育の義務化、税控除などの手厚い子育て支援策を展開しており、中でもトゥールーズ市は、若年層の多い大学都市であり、子育て支援や住環境の充実により出生率が安定的に高い状況にある。
- ・このトゥールーズ市において、子育て支援施策の内容、保育サービスの状況、経済的支援の状況、地域コミュニティや関係団体との連携体制を調査することにより、本県における子育て支援の取組に役立てる。
特に、放課後児童クラブ（学童保育）は、仕事をしながら小学生を育てる保護者にとってなくてはならない存在であるため、日本とフランスとで学童保育の実施体制やサービスの内容等にどのような違いがあるのかを調査し、本県における取組の参考とする。



3 調査相手方職氏名

【トゥールーズ市役所】

国際関係担当副市長 ジラリ・ライアニ 氏

子ども・教育・スポーツ局長 モーガン・ラクロートル 氏

同局教育課長 アデル・ベラダ 氏

同局就学支援事業担当 ロール・アッカーマン 氏

同局地域責任者 エステル・フリソン 氏

同局地区責任者 オーレリー・レミー 氏

【オート・ガロンヌ県 家族手当金庫CAF】

副局長 レミ・ゲッジ 氏

技術顧問 カルラ・ファブリー 氏

技術顧問 サミー・ギャロ 氏

【国民教育省 トゥールーズ大学区】

トゥールーズ大学区長 クリスティアン・メンディヴ 氏

同区視学官 モード・モレル 氏

オート・ガロンヌ県 青年・市民活動・スポーツ局副局長

エリザベット・ラヴィーニュ 氏

【非営利団体ヴィーヴル・アンサンブル事務局】

事務局長 デクスター・ペラトゥ 氏

副事務局長 マリカ・プリュヌ 氏

学習コーディネーター ジュール・ビヨー 氏

【保育学校学童保育施設】

施設長 マフディ 氏

【小学校学童保育施設】

施設長 マノン 氏

4 調査の概要

〔概論〕

- ・フランスでは、いわゆる学校周辺時間（学校における授業以外の時間で、自宅における家庭時間との合間にある時間）に、校内又は学区内の公共施設において、学童保育が実施されている。
- ・学童保育は、基礎自治体の職員と、市から委託を受けた非営利団体の職員により運営され、地域教育計画に基づき、自治体が定める時間帯に実施される。その内容は、①朝学童（概ね7時30分から8時30分まで）、②昼食と昼休み（概ね11時30分から13時30分まで）、③宿題時間と放課後学童（概ね16時30分から18時30分）の3つである。
- ・指導員の配置人数には基準があり、トゥールーズ市では、6歳未満の児童14人につき指導員1人、6歳以上の児童18人につき指導員1人とされている。
- ・フランスでは、2021年から義務教育の対象が3歳以上となり、3歳から6歳までの子どもは保育学校に通うこととなり、日本における幼稚園の機能を保育学校が果たしている。
- ・今回調査で訪問した同市にあるマリー・マルヴァン初等教育学校群は、保育学校と小学校の併設校である。

〔保育学校の施設〕

- ・学童室、5歳児クラス及び給食室の施設を見学し、利用状況等を確認した。
- ・朝学童は7時30分から8時20分までの間で行っている。非営利団体のスタッフである指導員3名と、保育補助員6名の計9名で保育を行っており、朝学童を利用する子どもが10名程度であることからすると、非常に手厚く、働く親にとって心強いサポート体制となっている。

保育補助員は全員、教育の初等資格を持っており、市の採用試験をクリアしている。

- ・昼食は、指導員が子どもたちと一緒に食べており、ナイフとフォークの使い方などの作法を教えたりもする。



〔小学校の施設〕

- ・給食室、校庭及び学童室を見学し、利用状況等を確認した。
- ・小学校には登下校の受付窓口があり、子ども達は基本的には親と一緒に登下校をすることとなっている。
- ・昼休みは11時30分から12時45分と長めに設定されており、その時間内であればいつでも食事をしてよい。子ども達の自主性を育むとともに、食べ残しを減らすため、食べられる量だけをサーブしてもらう方式であり、食べ残しの量は市役所に報告される仕組みになっている。
- ・フランスでは、掃除はプロがするという考え方が主流であり、衛生管理上の問題もあるため、子ども達には掃除をさせていない。ただし、フランスでも子ども達の自主性を育むという観点から議論があり、子ども達が掃除をする私立学校もある。



る。

〔学童保育における取組内容〕

- ・トゥールーズ市から委託を受けて学童保育を運営している非営利団体ヴィーヴル・アンサンブルの事務局から、学童保育における取組内容等について説明を受けた。
- ・学童保育において、学習支援の取組を特に大切にしている。フランスの学習プログラムは丁寧に考えられているものの、全ての子どもがそのプログラムに沿って進められるわけではないため、勉強が嫌いにならないよう、遊びながら学習に興味を持つことができる仕組みを整えている。
- ・学習支援のプログラムは、週に2回、授業が終わった後に2時間ずつ、12人のグループに分かれて実施している。プログラムの目標は、子ども達が自立して勉強できるようにすること、団体の中で行動し、他者に対して尊重の念を持つこと、計算や会話の力など学習能力を高めること、学習のみならず文化に関する理解を深めることなどである。

1回の流れとしては、まずおやつを食べ、次に、子ども達全員で1つの活動をして、その後、学習の時間となる。学習の時間には、宿題の支援などを行う。最後に文化的な活動として、読書や演劇などをする。

- ・親が移民である子どもも多く、フランス語が苦手である場合があるため、遊びを絡めてフランス語を教えている。例えば、本を読む際に、演じる形で読んでみる、漫画で読んでみる、本に書いていることを実験してみるなどの工夫をしている。
- ・現在実施している科学系のプログラムでは、ものづくりに関心が湧くよう、ゲームで使う道具を設計し、それを3Dプリンターで印刷するということまで行っている。また、科学に興味を持つよう、天体の授業の中で、シャトルを打ち上げることを目標にして取り組んでいる。
- ・プログラムの実施にあたっては、運営団体だけでなく、他の文化的なNGOや団体、図書館等とも連携するほか、学校や家庭を巻き込むということを大事にしている。



学習支援は親からの申込制ではあるが、対象となりうる子どもに対しては、学校側からプログラムの受講を提案している。

- ・同市では28団体で学習支援が行われており、小学校全体の64%で展開されている。学習支援を受けている子どもは2,448人で、そのうちの半数が小学生である。
- ・宿題をする意欲が出ない、親が宿題を見る時間がない、といった子ども向けには宿題支援を行っており、トゥールーズ市では、小学生の44%が学習支援又は宿題支援のいずれかを利用している。

5 意見交換の内容

Q フランスで出生率が高いのは、どのような理由があると考えられるか。

A 私生活を重要視する親の働き方やバカンスがあること、また、子どもがいることにより減税になる仕組みとなっていることも理由の一つと考えられる。

Q 自治体が定める地域教育計画について、国はどのように関与しているか。

A 国は、自治体が定める地域教育計画を審査する役割である。建物や職員の配置が基準を満たしているかなどを審査する。また、国は、指導員の免許、犯罪歴なども調査が可能で、その結果、問題のある指導員が配置されていた場合には、国が業務停止措置をとることもできる。

Q 子育て支援に関して、国、自治体及び関係団体は、どのように連携しているのか。

A 学童保育に限らず、自治体が行う子どもの支援に関する事業については、自治体が事業計画を示し、国（国民教育省）に認められれば助成がある。

また、フランスには家族手当金庫（CNAF）という機関があり、地

域教育計画に基づき自治体と協定を結び、自治体に運営費を給付するとともに、所得の低い世帯向けに家族旅行の費用を給付するなどの仕組みがあり、子育て支援における課題に具体的にアプローチし、全体をつなぐ役割を果たしている。この点が、日本と大きく違う点ではないかと考えられる。

さらに、非営利団体などの関係団体は、学童保育などの現場を担っている。



Q 指導員の雇用は、どのように行っているのか。

A 施設の責任者が指導員を雇用するため、公設公営の場合は市、公設民営の場合は運営団体が雇用することとなる。トゥールーズ市では非常に多くの指導員が雇用されているが、正規職員としてだけでなく、パートタイムでの雇用方法もある。特に給食時は多くの指導員が必要であるため、給食の指導のみを行う指導員もいる。

Q フランスでは、親が移民であったり、シングルであることも多いと伺った。様々な事情を抱える家庭に対する支援を行う上で、どのような点に配慮しているか。

A 保護者が孤立しないように配慮しており、例えば、保護者も一緒に学べる教室を開くなどの取組をしている。

Q 学習支援において、学校、教員及び保護者と関わる上で、どのような工夫をしているか。

A 学習支援の対象になる子どもの家庭では、保護者が勉強の仕方を知らない、子どもをやる気にさせる方法がわからないということも多い。このため、保護者にもできるだけ一緒に学習支援の場に来てもらい、学習支援の方法を実際に見せて、家庭で積極的に取り入れてもらえるように取り組んでいる。

Q 義務教育課程を経て、高等教育や大学進学に繋げていくための工夫を教えてください。

A フランスでは、大学進学意識は必ずしも高くはなく、職業教育という道を選ぶ子どもも約4割いる。進路選択にあたっては、個々人の意思を尊重するように心掛けている。

Q 学童保育による子育て支援について、日本よりフランスの方が圧倒的に手厚いように感じた。また、日本の文化と違う点も大きく、フランスの仕組みを取り入れようとすると難しい面もあると感じた。

A フランスでは、学童保育に様々な団体に関わっており、その点が支援内容の充実に繋がっているものと考えられる。日本とフランスでは、文化や働き方に違いはあるが、子どもを中心に考えるという観点で取り組むことが重要であると考えている。

6 調査を終えて

フランスの子育て支援施設を視察して強く感じたことは、①子どもの自主性を重んじる教育、②子どもを持つことで得られる保護者の税制優遇措置や働き方への理解、③社会全体の子どもへの寛容性の3点である。

①「子どもの自主性を重んじる教育」については、何をどう学びたいのか、自分はどうかしたいのかを常に子どもたちに問いながら教育を行っていることを、現場から感じとることができた。

大学進学を優先せず、多様な進路選択を前提とした教育をしていることもその要因になっていると思うが、様々な大人の視線で子どもたちを見守る環境を作ることの重要性を感じたところである。



②「子どもを持つことで得られる保護者の税制優遇措置や働き方への理解」について、就労時間の短さやバカンス制度等は、日本でも是非取り入れるべき制度であると考えます。日本のように長く働ける環境を作るのではなく、子どもと過ごすための制度を作ることが出生率の向上につながるのだと思う。

③「社会全体の子どもへの寛容性」について、子どもを持つ保護者が働き方を組み立てられる制度や、子どもを持つ同僚への配慮等の話を伺い、日本でも安心して子どもを産み育てられる雰囲気（文化）の醸成が必要であると感じた。

（自由民主党 岡野 涼子）

まず、子育てにかける予算がとても大きく、かつ、きめ細やかな支援のメニューがあるという点が印象的だった。

そもそも、子育てとは各家庭だけのことではなく、「社会全体で育てる」という共通概念があるため、子どもに対しての支援・教育という考え方だけではなく、保護者に対する教育でもあり、支援でもある、という考えが根底にあった。

また、「子どもへの（教育・生活）支援は投資」という言葉が印象的であり、子育てやそれに対する支援が“負担”ではなく“必要なもの”という認識なのだろうと感じた。

さらに、国・県・市・関係機関との役割分担が明確化されており、市民（子どもと保護者）への支援がスムーズである点も強みであると考えます。

加えて、「余暇 loisir」という権利が国全体として国民に保障されているものという共通認識があるため、日本教育にありがちな「詰込み」や「形骸化」されたものではなく、各々の自由を尊重した、多様性のある教育や支援が実現できるのであらうと感じた。

一方で、過剰な支援は税負担の増加に繋がるおそれがあるし、国民として甘えが生まれてしまうことも懸念されるのではないかと、とも感じる部分があった。

日本においても財政面での支援は必要であるが、まず上記にも書いたような「子どもを産み育てることは負担なことではなく、未来への投資」という認識を広げていくことが重要であらうと考えるし、今の日本に欠けている部分なのではないかと感じた。

そして、子育てにおける現場のニーズをしっかりと把握しつつ、行政が支援する部分と各家庭で取り組む部分についての共通意識の醸成にも努めなければならないと感じた。また、フランスのように各行政区分で何を担うかを明確かつ全国一律にしていく必要もあると考える。

引き続き、調査・研究を重ね、本県の子育て施策を考える材料にしたい。

（自由民主党 穴見 憲昭）



◆サン・シル・ラポピー村役場

1 調査日

令和8年4月16日

2 調査の目的

- ・サン・シル・ラポピー村は、人口200人ほどの村で、ロット川沿いの断崖に位置し、13～15世紀の建物が残る「フランスの最も美しい村」の1つとして知られている。2012年には、「フランス人の最も好きな村」1位となった。
- ・中世の建物がそのまま残る景観、芸術的な雰囲気、地域の食材など、フランスの田舎の魅力を凝縮した観光地であり、世界中から多くの観光客が訪れている。
- ・同村において、地域資源を活かした観光の取組、景観保全と観光との調和に関する取組、観光による経済効果と地域住民の生活への影響、関係機関との連携内容等を調査することにより、本県における地域資源の活用による観光振興の取組に役立てる。



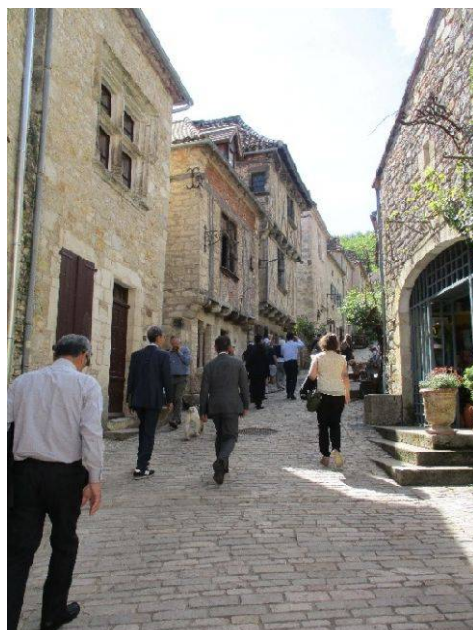
3 調査相手方職氏名

【サン・シル・ラポピー村】

村長 フレデリック・デクレンプス 氏
文化担当村議 エリカ・ミション 氏
学芸員 クレマン・ゲスラー 氏

【カオール・ロット渓谷地域観光局】

局長 クレマン・ペイロ 氏
公式ガイド クレール・パルデュー 氏



4 調査の概要

〔概論〕

- ・カオール・ロット溪谷地域観光局では、カオール・ロット溪谷周辺の96市町村の観光を所管している。所管市町村の中でも、サン・シル・ラポピー村は、特に美しい景観が保たれており、数多くの観光客が訪れることから、溪谷周辺の観光において、重要な役割を果たしている。

〔観光プロモーションの取組等〕

- ・サン・シル・ラポピー村は、1980年代から「フランスの最も美しい村」に認定されている。
- ・「フランスの最も美しい村」を地域全体で盛り上げるため、村単独ではなく、オキシタニー地域圏（日本における県のような単位）及び地域観光局の主導で観光プロモーションを開始したところ、観光客数は倍増し、約60万人となった。
- ・この取組の中で、地域の観光地を巡るルートづくりを行っており、観光客が一極集中しないようにしている。このように、地域全体で協働することは、観光客誘致のみならず、オーバーツーリズムの予防にも効果がある。
- ・村内にはホテルが1軒あるほか、長期滞在型の宿泊施設が2か所整備されている。夏季には約2,000人の季節労働者が就労するため、これらの施設が宿泊先として活用されている。また、民泊施設も多い。
- ・キャンプなどでの滞在客が増える夏季の観光シーズンには、労働力の確保が課題となる。このため、村がレンタル住居を整備し、キャンプ場やレストラン等で働く季節労働者に低廉な価格で貸し出しており、これは先進的な取組として、地域のモデルケースとなっている。



〔地域の産業や環境保全の取組〕

- ・地域の農業はヤギや羊による酪農が中心であり、収益性は高くない。そのた

め、国やEUからの助成制度が設けられている。酪農を継続することで草地が維持され、山火事の防止や環境保全にもつながっている。

- ・助成金は、特定産業を保護するためではなく、農業が公共の福祉や環境保全に果たしている役割に対して支給されているものである。

〔農村地域における人口減少の状況〕

- ・フランスの農村地域において人口が減少している大きな要因として、都市計画が挙げられる。都市計画において農村地域に住宅を新築する基準が厳しくなったことにより、マイホームを持ちたい若者が都市部に流出し、結果として農村地域の働き手が減少しているという状況にある。

5 意見交換の内容

Q 「フランスで最も美しい村」認定の効果は。

A 認定を受けるためには厳しい審査基準があるほか、年会費の負担もあるが、認定村同士が相互に観光客を紹介し合う仕組みがあり、観光客誘致に大きな効果を上げている。

また、オキシタニー地域圏や観光局と連携し、周辺自治体を含めた広域周遊ルートの形成や共同プロモーションを実施している。その結果、観光客数は大きく増加した。さらに、混雑時間帯を避ける広報や周辺地域への周遊促進を行っており、オーバーツーリズムの抑制にも効果がある。



Q 地域を訪れる観光客の傾向は。

A フランスでは、数週間の休暇を利用して車でバカンスに出かけることが多く、この地域には長期バカンスの通過点として滞在する。平均滞在日数は4日程度である。また、観光客の7割以上はフランス国内からの来訪者である。

Q 観光客の受入れ体制について。

A 年間約60万人の観光客が訪れる。村職員による美化活動や6か所の公衆トイレの維持管理を行っており、その財源は主に駐車場収入を充てている。夏季の観光シーズンには季節労働者が必要となるため、村が10戸の住宅を整備し、格安で貸し出している。また、村の上部と下部には長期滞在型のキャンプ施設があり、夏季には多くの利用者や労働者の滞在先となっている。



Q 景観保全やインフラ整備はどのように進められているか。

A 2019年から2021年にかけて、水道及び電気設備の地下化工事を実施した。財源の半分は国の負担であり、地域圏及びEUの補助制度も活用した。

現在の石畳は、村長の最初の任期中に整備したものである。整備前の石畳は、一部を除いてアスファルトやコンクリート舗装であった。

Q 村として文化をどのように活用しているか。

A 小さな村であるからこそ、文化を重要視しており、美術祭などの文化活動を継続的に実施することにより、人が訪れる仕組みを構築している。かつては、フランスの詩人アンドレ・ブルトンに愛されるなど、多くの芸術家が集まったが、1980年代の団体バス旅行ブームにより芸術家が離れていったという経緯もある。



Q どのように空き家を活用しているか。

A 現在の村役場は、かつてホテル兼ペンションであった建物を買い取って再利用したものである。また、個人所有の空き家を村が取得し、芸術家や工芸作家、地域産品を扱う事業者に限定して貸し出している。芸術活動への支援も行政の重要な役割と考えている。

6 調査を終えて

サン・シル・ラポピー村の視察を通じ、人口約200人という小規模な村でありながら、歴史的景観、文化、観光、農業、環境保全を一体的に捉えた地域経営が行われていることに感銘を受けた。また、観光客を村だけに集中させるのではなく、周辺自治体や観光地へ周遊させることで地域全体の発展を目指している点も大変印象的であった。

特に印象的であったのは、「フランスで最も美しい村」というブランドを維持するために、景観保全に対して徹底したルールを設けている点である。建物改修や看板に至るまで厳格な基準が設けられており、住民にとって負担も大きい一方で、それが村全体の価値を高め、結果として観光誘客や地域経済の活性化につながっている。また、単に歴史的景観を保存するだけではなく、文化活動や芸術家支援を通じて「人が訪れ続ける理由」を創出している点も非常に参考になった。

さらに、空き家を村が積極的に取得し、芸術家や地域性に合った事業者へ貸し出す取組は、地域の方向性を行政自らが示している好例であると感じた。民間任せではなく、行政が地域の将来像を描きながら主体的に地域資源を活用している姿勢は、本県の中山間地域における空き家対策や移住施策にも参考になるものとする。

また、観光地としての運営についても、単なる集客ではなく、「持続可能な観光」を意識している点が印象深かった。年間約60万人が訪れる中、村職員による美化活動や無料トイレの整備、オーバーツーリズム対策としての周遊型観光の推進など、住民生活と観光振興の両立を図る工夫が随所に見られた。特に、駐車場料金を財源として活用し、その収入で景観維持や清掃を行っていることを観光客へしっかり説明している点は、「観光客にも地域を支える当事者になってもらう」という意識付けにつながっていると感じた。

農業（山羊酪農）についても、単なる産業ではなく、「景観維持」「山火事防止」「環境保全」といった公共的役割を担っているとの考え方が共有されており、その公益性に対して国やEUが補助を行っているとの説明があった。中山間地域を多く抱える大分県においても、農業を食料生産のみならず、地域環境や地域社会を支える基盤として捉える視点の重要性を改めて認識した。

一方で、人口減少や担い手不足はこの村でも深刻であり、かつて1,500人いた人口が現在は約200人となっている。特に若者の流出については、都市計画や住宅政策など政治・行政の影響が大きいとの指摘があり、日本の地方が抱える課題との共通点を感じた。地域に住み続けられる環境づくりと、働く場や暮らす場をどのように確保していくかは、本県においても重要なテーマである。

今回の調査を通じ、観光振興だけでなく、文化、景観、農業、空き家、環境、人材確保を総合的に考えながら地域づくりを進めることの重要性を再認識した。特に、地域単独で完結するのではなく、周辺自治体や広域圏と連携しながら周遊型観光を形成していく考え方や、データを活用した観光政策の推進などは、本県においても今後の施策検討に活かしていきたい。

(自由民主党 大友 栄二)

(自由民主党 阿部 英仁)



◎コラム

フランスにおける喫煙規制と現状に関する所感

フランスでは、喫煙率が成人の約4分の1まで低下しており、たばこ価格の大幅な値上げや公共空間での厳しい禁煙規制により「脱たばこ社会」を目指す政策が進められている。紙巻きたばこは1箱10ユーロを超える高水準となっており、さらに2027年までに最低13ユーロまで引き上げる方針が示されている。また、屋内の職場や飲食店、公共交通機関は全面禁煙となっているほか、2025年からはビーチや公園、バス停などの屋外空間でも禁煙区域を拡大するなど、規制強化が進められているとのことであった。

こうした事前情報を踏まえ、実際に現地を訪れた際の所感を述べたい。

今回の視察団8名のうち、愛煙家は3名であった。視察行程の妨げにならないよう、当然ではあるが、喫煙は朝夕の自由時間や昼食前後の休憩時間に限られた。まず屋内については、ホテルを含めて喫煙可能な場所はほとんどなく、空港では屋内の喫煙スペースが設置されているケースもあったものの、基本的に屋内は全面禁煙が徹底されていると感じた。

一方で、屋外での喫煙については比較的緩やかな印象を受けた。ホテルや店舗の外には灰皿が設置されているケースも多く、特にカフェのテラス席で喫煙を楽しむ人々の姿を頻繁に見かけた。また、日本ではマナー違反とされる灰皿のない場所での喫煙や歩きたばこについても一定数見受けられ、屋外における規制やマナーの運用は必ずしも厳格ではない印象を受けた。

このように、政府が脱たばこ社会を目指して規制を強化している一方で、屋外での喫煙に関しては必ずしも規制が十分に浸透しているとは言い難く、政策と実態との間に一定のギャップも感じられた。

たばこは嗜好品であり、価格の引き上げによって喫煙者が減少する傾向はあるものの、一定数の愛煙家は違法化されない限り存在し続けると考えられる。極端な規制によって喫煙者のマナー違反が増加し、非喫煙者に不快感を与えるような状況は望ましくない。適切な喫煙場所を確保した上で分煙を進めることが、現実的な対応ではないかと感じた。

今回の滞在を通じて、愛煙家と非喫煙者が共存できる分煙社会の構築の重要

性を改めて認識した。日本においても、喫煙者に風当たりが強い社会風潮にある中で、単なる規制強化だけではなく、実態に即したバランスの取れた喫煙環境の整備（分煙社会の構築）について考えていく必要があると感じている。